

(25) 茨城工業高等専門学校学生会規約

改正 平29. 4. 19
改正 令 3. 7. 18
改正 令 4. 5. 20
改正 令 5. 4. 26
改正 令 7. 5. 14

第1章 名 称

第1条 本会は、茨城工業高等専門学校学生会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の文化的教養の向上に関する事項
- (2) 会員の技術技能の向上に関する事項
- (3) 会員の保健体育に関する事項
- (4) 会員の福利厚生に関する事項
- (5) 校風校紀の向上振興に関する事項
- (6) 会員相互の親睦融和に関する事項
- (7) 学校の行事事業への協力に関する事項
- (8) 会員の課外活動の外部発信や地域連帯に関する事項
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第4条

- 1 本会は、茨城工業高等専門学校学生の全員をもって組織し、教員を顧問とする。
- 2 本会は、執行部、各種委員会、文化部本部、運動部本部及びクラス会を組織として構成される。
- 3 すべての部および同好会は、執行部に属する。

第5章 機 関

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 評議会
- (3) 執行部役員会
- (4) 委員会
- (5) 運動部本部及び文化部本部
- (6) クラス会

第6章 執行部

第6条 本会に、役員会、執行部員からなる執行部を置く。

1 役員会

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名以上 |
| (3) 会計部長 | 1 名 |
| (4) 企画部長 | 1 名 |
| (5) 課外活動支援部長 | 1 名 |
| (6) 渉外部長 | 1 名 |
| (7) 広報部長 | 1 名 |
| (8) デジタル部長 | 1 名 |

2 執行部員

- | | |
|-----|-------|
| 部 員 | 1 名以上 |
|-----|-------|

第7条

1 執行部に、以下の部署を置く。

- (1) 会計部
- (2) 企画部
- (3) 課外活動支援部
- (4) 渉外部
- (5) 広報部
- (6) デジタル部

2 会長は、執行部のそれぞれの部署の組織形態を、自由に定めることができる。

第8条 役員及び各部の任務は、次のとおりとする。

1 役員

- (1) 会長は、学生会を代表し、会務を統括する。会長は、会務の一部又はすべてを、他の役員に委任することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は任務を代行する。また、会長から委任された権限を執行する。
- (3) 会計部長、企画部長、課外活動支援部長、渉外部長、広報部長及びデジタル部長は、執行部員と協力し、各部の任務を遂行する。

2 企画部、課外活動支援部、渉外部、広報部及びデジタル部

- (1) 会計部は、本校の学生課学生支援係長との連絡のもとに、本会の財政管理にあたる。
- (2) 企画部は、各行事の企画をし、執行部がこれを主催する。
- (3) 課外活動支援部は、部及び同好会を管轄する。活動報告書を管理し、部及び同好会の活動を調査する。また、会長が必要と認め、かつ役員会の過半数の賛同が得られた場合には、その事項について調査する。
- (4) 渉外部は、他高等専門学校学生会等と定期的に連絡を取り合い、交流会等を通してより良い学生会活動を維持するための情報交換を行う。また、校外の組織と良好な関係を築き、積極的に協力して活動できるような体制をつくる。
- (5) 広報部は、学生が主体となって、本校の各機関と連携し、本校の課外活動などの情報を外部へ発信する。
- (6) デジタル部は、学生会運営にあたって各重要情報の管理を行う。また、本会の活動の電子化を積極的に推進する。

第7章 任期

第9条

- 1 第5条に定める機関の役職者の任期は、(2)の評議会を除き4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 当該役職者の解任を求める場合には、責任者及び評議会構成員の3分の1以上の署名と明確な理由を添え、副校長(学生主事)に提出した上で評議会において審議を行う。
- 3 当該役職者が学生会会長選挙に立候補する場合、茨城工業高等専門学校学生会会長選挙規定細則第2条に基づきその役職を解任される。
- 4 会長を除く役員に欠員が生じた場合の補欠の役員の選任は互選とし、評議会に報告する。
- 5 会長が解任された場合は、副会長が任務を代行する。
- 6 補欠の役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第8章 総会

第10条

- 1 総会は、本会の最高機関であり、会長がこれを招集する。
- 2 定期総会は、毎年1回、原則4月に開催する。ただし、会員の5分の1以上の要求があったとき、又は評議会が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、電磁的方法によって開催することができる。

第11条 総会は、学生会に関する次の事項を審議議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 規約の改正
- (3) その他の重要事項

第9章 評議会

第12条

- 1 評議会は、総会に次ぐ機関であり、次の資格による評議員をもって構成する。
 - (1) クラス代表及び副代表
- 2 評議員は、評議会における議決権を有する。
- 3 次に掲げる役職者は、会長が召集した場合評議会に出席しなければならない、議長の求めに応じ、各々の任務について報告する義務を負う。
 - (1) 運動部本部長、文化部本部長
 - (2) 役員会役員
- 4 議長は、必要に応じて各委員会委員長その他を出席させることができる。
- 5 会員は、評議会を傍聴する権利を有する。
- 6 評議会は、電磁的方法によって開催することができる。

第13条

- 1 評議会に正副議長及び書記を各1名置く。
- 2 正副議長及び書記は、評議員の中から互選によって選出され、総会の正副議長及び書記を兼任する。

第14条

- 1 評議会正副議長及び書記の任期は、各年度の第1回評議会より当該年度の最後の評議会までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 正副議長及び書記の解任を求める場合には、責任者及び評議会構成員3分の1以上の署名と明確な理由を添え、副校長(学生主事)に提出した上で評議会において審議を行う。
- 3 当該正副議長及び書記が、学生会会長選挙に立候補する場合、茨城工業高等専門学校学生会選挙管理規定細則第2条に基づきその役職を解任される。また、議長は直ちに臨時の評議会を招集し、新正副議長及び書記を第12条の2項に基づいて選出しなければならない。

第15条

- 1 評議会は、評議員の3分の1以上の要求があったとき、又は会長からの要請を議長が認めたとき、これを招集することができる。
- 2 評議会の召集は、議長がこれを行う。

第16条 評議会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 各委員会、各部本部、各クラス会及び役員会からの提出事項
- (2) 各行事の予算決算
- (3) 部・同好会の発足、昇格及び降格
- (4) その他の事項

第10章 執行部役員会

第17条 執行部役員会は、全役員をもって構成し、会長がこれを招集し、以下の事項を協議する。

- (1) 当該年度の活動計画及び活動目標
- (2) 当該年度の活動状況
- (3) 執行部の活動報告
- (4) その他必要事項

第11章 委員会

第18条

- 1 本会に、次の委員会を置く。委員会は、各クラスから2名ずつ選出された委員をもって構成し、学校の機関と協力し、それぞれの任務にあたる。
 - (1) 図書委員会 図書館活動及び視聴覚に関する事項
 - (2) 応援委員会 評議会が必要と認めた応援に関する事項
 - (3) 茨香祭実行委員会 茨香祭に関する事項
- 2 各委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は委員会活動を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、必要ある場合は委員長の任務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 応援委員会は、第1学年から第3学年をもって構成する。
- 6 茨香祭実行委員会の活動は本規約第13章に基づく。

第12章 運動部本部、文化部本部及び部・同好会

第19条

- 1 校内体育大会、その他運動部に関する環境向上をはかるため、運動部本部を置く。
- 2 地区文化発表会、その他文化部に関する環境向上をはかるため、文化部本部を置く。
- 3 各部本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 1名
 - (3) 会計 1名
- 4 健全なる趣味、豊かな教養を養い、集団協力の態度を育成するため、部及び同好会を置く。
- 5 すべての部及び同好会は、執行部に属する。

第20条 部及び同好会についての細則は、別に定める。

第13章 茨香祭実行委員会

第21条 茨香祭実行委員会は茨香祭の運営を統括し、茨香祭実行委員長への希望者及び本規約第17条に基づきクラス

会から選出された委員をもって構成する。本委員会に、役員会、イベント部、器材部、広報部、サークル企画部、渉外部、庶務部及び装飾部を置く。

1 役員会

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計補佐 1名以上

2 イベント部、器材部、広報部、サークル企画部、総務部及び装飾部

- (1) 部長 各部1名
- (2) 部員 各部1名以上

第22条 役員及び各部の任務は、次のとおりとする。

1 役員

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは任務を代行する。
- (3) 会計は、学生会執行部との連携のもとに、本会の財政管理にあたる。
- (4) 会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故あるときは任務を代行する。
- (5) 実行委員長及び会計は、原則として本会の他の役職を兼任することはできない。

2 イベント部、器材部、広報部、サークル企画部、総務部及び装飾部

- (1) イベント部は、文化祭のイベントを企画し、準備及び当日の運営を行う。
- (2) 器材部は、文化祭にて行われるライブイベントを取り仕切り、企画、準備及び当日の運営を行う。
- (3) 広報部は、文化祭にて配布されるパンフレット及びポスターを作成し、学外への宣伝及び内容の告知を行う。また、会場の案内板の作成等も行う。
- (4) サークル企画部は、クラス、部同好会及び有志等による各サークルの出し物の規制、管理及び補助を行い、統括する。また、各サークルの衛生管理及び使用する物品の借用等の管理も同時に行う。
- (5) 総務部は近隣の住宅及び店舗に対し挨拶に回り、店舗に対してはスポンサーへの依頼を行う。また、文化祭を行うにあたっての手続きを行う。
- (6) 装飾部は、当日の会場を彩る装飾を施す。また、各サークルが使用する宣伝用の看板及びプラカードの管理を行う。

第14章 クラス会

第23条

- 1 クラス会は、クラスを単位として構成され、本会の諸活動を推進するとともに、各委員会委員選出の母体となる。
- 2 クラス会に、学級委員長及び副委員長を置く。委員長は、学級における本会活動の中心となりクラス会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し必要がある場合には委員長の任務を代行する。
- 3 クラス委員長及び副委員長は、クラスの互選により選出する。

第15章 校長権限

第24条 校長は、本会の最高顧問として再審議を要する権利及び決定権を有する最終責任者である。

第16章 顧問

第25条 本会の各単位組織及び各機関は、それぞれ顧問としての指導教員を必要とし、その活動は必要に応じて顧問の指導と助言を受けるものとする。ただし、顧問は、会議の議決には参加することはできない。

第17章 会議の定足数

第26条 本会の会議は、すべて3分の2以上の出席を必要とする。規定人員に満たないときは流会とする。

第18章 議 決

第27条 議決は、別に定めのある場合を除き、出席人員の過半数をもって成立する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決定権を有する。

第19章 動 議

第28条 会議中において動議（流会、延期、休憩）が出た場合、出席人員の4分の3以上の賛成で認められる。

第20章 役員及び部員の選出

第29条

- 1 会長は、茨城工業高等専門学校学生会会長選挙管理規定細則に基づいて選出される。
- 2 副会長、会計、企画部長、課外活動支援部長、広報部長及びデジタル部長は、評議会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 会計補佐は、原則として会計が選出及び委嘱する。
- 4 企画部員、課外活動支援部員、広報部員及びデジタル部員は、各部長が執行部員から選出し、これを委嘱する。
- 5 各部長は、部員の異動があった時には、その都度部員名簿を会長に提出する。

第21章 選挙管理委員会

第30条 会長選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会があたる。

第31条 選挙管理委員会委員は、第1学年から第4学年までの各クラスから1名を選出し、互選により次の役員を置く。役員を出したクラスからは各1名ずつを補充する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名

第32条 学生会長の選挙管理規定は別に定める。

第22章 会 費

第33条

- 1 本会の入会金は、1,000円とし、入学と同時に納入するものとする。
- 2 会費は、1ヵ年6,000円とし、4月及び10月に分割納入するものとする。
- 3 特別な事由がある場合には、会費の徴収額を減額するか、徴収を取りやめることができる。

第23章 予算及び決算

第34条

- 1 本会の予算及び決算は、評議会の議を経て総会の承認を得ることを必要とする。
- 2 当該年度の中途において補正予算を組む時は、前項を適用する。ただし、補正予算を組む時であっても会員から新たに会費を徴収することはできない。

第24章 会 計

第35条

- 1 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金その他をもってこれにあてる。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月

- 31 日に終わる。
- 2 会計についての細則は、別に定める。

第 25 章 会計監査

第 36 条

- 1 本会に、会計監査 2 名を置く。
- 2 会計監査は、評議会が評議員より選出する。評議会議長は、選出し次第役員会へ報告する。
- 3 会計監査は、役員会に出席し会計について報告する。
- 4 会計監査は、予算及び決算報告に同席する。
- 5 任期は、第 7 章に定めたものを準用する。

第 26 章 改正

第 37 条

- 1 本規約の改正について本会全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合、会長がこれを総会に発議しなければならない。
- 2 評議会が改正を発議した場合、会長がこれを総会に発議しなければならない。
- 3 本規約改正の承認には、出席人員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。